

43 事実到来（条件成就）執行文の付与を申し立てる際の手続と留意点は

Q

申立債権者が、事実到来（条件成就）執行文（以下「事実到来執行文」といいます。）の付与を申し立てる際の手続と留意点は何ですか。

A

事実が到来（条件が成就）したことの証明文書の提出が必要になります。また、執行文付与後の強制執行手続のために、事実到来執行文付与申立ての際に、同執行文謄本及び事実到来を証明する文書謄本の債務者への送達申請と各謄本の送達証明申請を同時に行うことが相当です（Q42参照）。

解 説

1 事実到来証明文書の提出

事実到来執行文の申立ての際には、申立書以外に、これらの事実が到来したことの証明文書が必要になります。

例えば、解除の意思表示後に建物明渡しを求めるためには、被告に対し解除の意思表示を行ったことの証明として、配達証明付きの内容証明郵便が必要になります（Q39参照）。

2 執行開始要件としての事実到来（条件成就）文書謄本の送達

事実到来執行文に基づき強制執行を行うためには、要件の1つとして、事実到来執行文謄本と事実到来証明文書の認証ある謄本が債務者に送達されていることが必要になります（民執29・27）。

事実到来証明文書の認証ある謄本の作成は、申立人が、文書の原本

及びコピーを執行文付与申立先裁判所に提出し、裁判所書記官が照合の上、謄本認証をして行います。謄本認証後、原本は還付されます。謄本認証のためには、手続費用として1枚につき150円を収入印紙で納付する必要があります（民訴費7・別表第2の2）。

また、上記謄本及び執行文の謄本の送達は、執行文付与機関が職権で行うものではないので、執行文付与申立債権者は、送達費用（郵券）を予納して上記各謄本の送達申請をする必要があります。

さらに、執行裁判所に対して、上記各謄本が送達されたことを証明しなければなりませんので、併せて、上記各謄本の送達証明申請をあらかじめ行っておき、送達後速やかに謄本送達証明書を発行してもらう準備が必要となります。こちらの送達証明書についても、その発行には手数料として1証明事項につき150円を収入印紙で納める必要があります（民訴費7・別表第2の3）。

書式例

○事実到来執行文付与申立て書（受領書一体型）

(収入印紙貼付)

執行文付与申立て書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

住所（送達場所） 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申立て人 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示

債権者（原告） ○ ○ ○ ○

債務者（被告） △ △ △ △

〇〇地方裁判所平成〇〇年（〇）第〇〇号事件につき、□判決 和解調書 調停調書 の正本に、下記の事由（番号に〇を付したもの）により、執行文を付与してください。

記

- ① 事実の到来したことを証明して行う執行文の付与（民執27Ⅰ）
- 2 当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文の付与（民執27Ⅱ）
- 3 執行文の再度付与等（民執28Ⅰ） 度目
- 4 執行文の数通付与等（民執28Ⅰ） 通
- 5 民執174Ⅱ又はⅢの規定による執行文の付与
(添付書類)

内容証明郵便及び配達証明書

受領書

上記執行文付与債務名義 通正に受領しました。

平成 年 月 日

申立て人 ○ ○ ○ ○ 印

【事例 8】

裁判上の和解調書の条項に基づく事実到来（条件成就）執行文付与に対する異議請求について、条件が成就していないとして執行文の付与が取り消された事例

（東京地判平16・5・21判タ1156・280）

概要

本件は、本件被告が原告となって起こした別事件（建物明渡請求訴訟）で訴訟上の和解をし、賃貸借契約を継続することとしつつ、和解条項に条件を付し、同条件が成就したときは本件建物を明け渡す旨定めていたところ（本件で問題となる条項の要旨は下記のとおり）、本件被告において、条件が成就したとして、別事件の受訴裁判所の裁判所書記官に対し、和解調書への事実到来（条件成就）執行文（以下「事実到来執行文」という。）の付与を申し立て、この付与を受け、建物明渡しの強制執行を申し立てたが、これに対し、本件原告が執行文付与に対する異議の訴えを提起するとともに、強制執行停止決定を得たという事案である。

6 項(3) 建物の南側階段下や周囲に物品を置かないよう注意し、整理整頓を心がける。

6 項(4) 営業に必要な作業は、原則として建物の厨房内で実施し、厨房外での作業は、1回当たり30分以内で作業終了後直ちに掃除を励行し、ゴミ等を建物の周囲に散乱しないようにする。

6 項(5) 建物の周辺で野良猫に餌を与えたり、野良猫のための段ボール箱を置いたりしない。

7 項(2) 前記の義務に違反し、文書による催告を受けても履行し

ない場合は1回当たり1万円の違約金を支払うものとする。

7項(3) 7項(2)の支払を怠り、その金額が10万円に達したときは、
賃貸借契約を無催告で解除することができる。

裁判所の判断

本件催告は、催告の到達の翌日からの義務違反の是正を求めながら、いずれも本件和解6項の該当する条項を指摘するだけで、具体的な違反の日時と行為が記載されておらず、本件違反写真も添付されていない。

原告が本件和解7項を受け入れるに至った経緯、また、本件催告のいずれもが違反を指摘している本件和解6項(3)が、解釈運用上幅のある条項と理解されることも合わせ考えれば、本件催告をもって、本件和解7項(3)による解除の前提が満たされたと評価することには、疑問が残らざるを得ない。そして、被告の陳述によっても、本件執行文について、本件和解7項が定める条件が成就しているとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠がないから、本件執行文について債権者である被告の証明すべき事実が到来したとは認められない。

なお、仮に、本件催告が、形式的には本件和解7項が定めるところに適合している面があるとして、本件執行文の付与申請が可能とする立場を採ったとしても、本件和解の成立過程、本件和解6項及び本件和解7項の関係、本件和解成立後、被告が原告の義務違反の発見に熱心であったこと、本件催告の態様（義務違反の内容を特定していないだけでなく、本件和解が成立してから2か月の間に4回も連続して行っていること）に加えて、本件和解6項の背景には、原告がゴミ置き場を設けるよう求めていたのに対して、被告が消極的な対応しかしてこなかった事実があることを総合すると、本件建物の強制執行のため

に、被告が執行文の付与を申請する行為は、少なくとも本件執行文について、権利の濫用に当たり許されないものと考えられ、いずれにせよ、原告の本件異議の訴えは、理由があると解される。

コ メ ン ト

1 和解条項における条件の内容の解釈

事実到来（条件成就）執行文を付与する場合において、その条件の内容が特定されていなければ、その条件成就（事実到来）を認定することができないので、執行文付与はできない。では、どの程度記載があれば特定されているといえるのか、特定されたとしてもその内容をどう解釈するのか問題となる。

この点については、個々の事案や訴訟上現れている事実にもよるので一概に基準があるわけではないが、和解成立の経緯、成立後の諸般の事情を考慮して当事者の意思を探求し、その意思が表示されたと認められるかどうかを判定していくことになる（執行文研究上316頁、318頁）。

本件では、6項は「物品を置かないよう注意し」とか「整理整頓を中心がける」との解釈幅のある条項であり条項違反であるとはいえない。7項の催告においても違反の日時場所、具体的事実の記載がなく催告の要件を満たしていない等として争われた。

判決においては、債務名義成立の経緯等を詳細に認定し、基本的には、問題となっている裁判上の和解条項が有効であることを前提とした上で、6項(3)は通常であれば訓示的な義務を定める際に用いる表現であることからみて、解釈運用上幅のあるものとの基準を示し、7項(2)については、義務違反に対して直ちに違約金を課すのではなく、催告による義務履行の機会を与えていたのであるから、この催告は義務違反の事実を明確に特定することが必要であるとの基準を示し、今回

は、催告の時期や内容が基準を満たしておらず、条件成就（事実到来）の事実が認められないとして、結論として債権者の権利行使を認めなかつたものと考えられる。

2 裁判上の和解調書に基づく強制執行が権利濫用になるか

本事案においては、なお書きにおいて、裁判上の和解調書に基づく強制執行が権利の濫用として排斥されるのかについても検討している。

この点については、当該債務名義の性質、債務名義により執行し得るものとして確定された権利の性質・内容、債務名義成立の経緯及び債務名義成立後強制執行に至るまでの事情、強制執行が当事者に及ぼす影響等諸般の事情を総合して、強制執行が著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合には、権利濫用の主張が認められると解されている（最判昭62・7・16判時1260・10）。

本判決は、これも踏まえた上で、事案の結論としては、本件執行文付与の要件である条件成就（事実到来）を認めなかつたものと考えられる。